

第 5 回

放射性物質汚染対処特措法 施行状況検討会

平成 2 7 年 9 月 2 4 日 (木)

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会（第5回）

平成27年9月24日（木）

18：00～20：00

場所：全日通労働組合大会議室A

議事次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 取りまとめについて
 - (2) その他
3. 閉会

配布資料一覧

- 資料1－1 放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ（案）
- 資料1－2 資料編
-
- 参考資料1 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会設置要綱・委員名簿
- 参考資料2 今般の水害等に係る環境省における放射性物質関連対応等について（除染・中間貯蔵・汚染廃棄物）

午後5時00分 開会

○小野チーム長 それでは、定刻より一、二分早いですけれども、先生方、おそろいでございますので、ただいまから放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、除染・中間貯蔵企画調整チーム長の小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、環境省を代表いたしまして、小里環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

○小里環境副大臣 環境副大臣の小里でございます。

まずは、今般の台風18号等による大雨によりまして被害に遭われた皆様に、心からの御見舞いを申し上げます。また、飯館村の除染工事現場におきまして、一時的に置いていたところの土のう袋の一部が河川の氾濫によって流出していることにつき、住民や関係者の方々にご心配、ご迷惑をおかけしていることにつきまして、お詫びを申し上げる次第でございます。本件については、大臣以下、総力を挙げて対応し、現場作業の改善に当たっているところであります。

さて、委員の先生方には、大変お忙しい中に第5回放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、本検討会は、特措法の施行から3年経過した段階で、施行状況を点検・検証するという規定を受け設置をされたものであります。今年3月に第1回を開催し、そこから3回にわたって、除染、中間貯蔵施設、汚染廃棄物、それぞれの施行状況について詳細に点検をしていただきました。また、それを踏まえた前回は、取りまとめ骨子（案）について、活発にご議論いただいたと伺っております。本日は、最終的な取りまとめ（案）につきまして、ご議論いただく予定であります。委員の皆様、最後まで忌憚のないご議論をお願いしたいと思います。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小野チーム長 小里副大臣におかれましては、所用により、ここで退席させていただきます。

次に、委員の出席の状況を報告させていただきます。

本日は、新美委員からご欠席の連絡をいただいております。合計10名のご出席になります。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。

議事次第の下に配付資料一覧がございます。資料1-1が取りまとめ（案）、資料1-2がその資料編、参考資料1が検討会の設置要綱、委員名簿、参考資料2といたしまして、今般の水害等に係る環境省における放射性物質関連対応等について、の4点でございます。過不足等ございましたら、事務局にお申し付けいただきたいと思います。

なお、報道関係者の皆様方にご連絡でございますが、これまで同様、本日は冒頭事務局から行う説明までをカメラ撮りの範囲としております。説明終了後に座長から撮影終了の指示がございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以降につきましては、浅野座長に議事の進行をお願いいたします。

○浅野座長 それでは、進行を務めます浅野でございます。

前は、先ほどご挨拶にもありましたように、取りまとめの骨子（案）について、委員のみなさまから忌憚のないご意見をいただきましたので、本日はそのご意見を踏まえて、取りまとめの本文（案）を作成しております。

早速でございますが、本日の議題である「取りまとめについて」の審議をいたします。まず、事務局から、この取りまとめ（案）の資料を説明いただきたいと思います。

○深見審議官 大臣官房審議官の深見でございます。私から説明をさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ（案）でございます。前回、骨子（案）という形でお示ししまして、本文14ページのものでございましたけれども、今回、本文26ページに増えております。どのような点が増えたかと申しますと、前回の検討会で皆様方からいただきました意見をいろいろ書き込みました。その上で、さらに事実関係の細かな経緯であるとか、いろんな具体例を書き込むという形で、実質上1.8～9倍ぐらいに文章が膨れ上がるという形でございます。ただ、前回からの報告書の骨格は基本的に変わっていないという形になっているかと思います。

では、具体的に中身に移ってご説明申し上げます。4ページをお開きください。「はじめに」とございますけれども、この特措法の立法の経緯などを細かく書き込んでおります。それが冒頭から4ページの半ば辺りまで、この辺が前回の骨子（案）から増えてきた部分だにご理解をください。立法の経緯などが細かく書いてございます。

それから、5ページのほうでございますけれども、5ページの真ん中辺りでございます。上から見て第2段落目のところでございますけれども、要は事故直後から特措法制定までの初動対応について、当初の想定よりも遅れてきたということが書いてございましたけれども、

その遅れた理由というものをここで追記しております。特に、国が関係自治体や地域住民との信頼関係の構築に時間を要したのが、想定よりも遅れた理由という形。それから、また今後のことにつきましては、中長期的視点から政府全体で適正な人員の確保、配置がなされるよう強く望みたいということも、前回のご意見を踏まえて書き加えさせていただいております。

さらにおめぐりいただきまして、6ページのほうでございますけれども、除染特別地域とは何かという説明書きを加えさせていただいております。

それから、次のページの汚染状況重点調査地域、これにつきましても、そういう地域の説明を詳しく書き加えておるとい形になってございます。

さらにおめぐりいただきまして、8ページのほうに参りますと、除染関係での知見・経験の蓄積の記述でございますけれども、その真ん中辺り、国のみならず、自治体や大学・研究機関、民間事業者等における調査・研究、こういうものも知見・経験の蓄積という意味で意義が深かったということもつけ加えさせていただいておりますし、また、8ページの下のほうになりますけれども、「除染適正化推進委員会」の記述であるとか、あるいは除染及び除染作業員に対するネガティブイメージの払拭であるとか、住民の除染への理解醸成も不可欠であるという記述、その辺を詳しくつけ加えさせていただいておりますという形になってございます。

さらに次のページへ行っていただきまして、中間貯蔵のところになります。ここは中間貯蔵施設の設置に関わる事実関係の経緯ですね、非常に丁寧に書き加えておりまして、概ね分量的に倍くらいの詳しさを書き込んでおるといところでございます。特に施設受け入れまでの経緯などについて、詳細に記述させていただいております。

さらにめぐっていただきまして、10ページのところも、パイロット輸送の開始、保管場の整備などについても、記述をつけ加えさせていただいております。特に平成27年9月18日現在の実施状況について記載をさせていただいているところでございます。それから、地権者への説明の状況についても、最新の状況で記述をつけ加えさせていただいております。

さらにおめぐりいただきまして、11ページになりますけれども、これは指定廃棄物に関する記述が入っておりますけれども、ここでも、11ページの真ん中から下の部分、福島県以外での指定廃棄物の問題の経緯につきまして、詳しく経緯を追加して記述しておるとい形になってございます。

さらにおめくりいただきまして、12ページに参りますけれども、真ん中辺りから、対策地域内廃棄物に関する記述でございます。これにつきましても、平成27年度7月末時点での状況などを追加記述させていただいているところでございます。

さらにおめくりいただきまして、13ページになりますけれども、全体的な横断的事項になります。技術開発等の実施状況につきまして、先生方からのご意見を踏まえて、具体的な例を詳しく追記させていただきました。それが14ページの中ほど辺りまでに追記させていただいております。

それから、次のところ、除染・中間貯蔵施設に関する情報発信・共有とリスクコミュニケーションという記述がありますけれども、そこについては、表題として、ただのリスクコミュニケーションではなくて、情報発信・共有とリスクコミュニケーションという形で、表題を追記させていただいております。

さらに次のページに参りますと、14ページの一番下からでございますけれども、国際連携につきましても、これについても、国際原子力機関との協力であるとかをいろいろ詳しく例示させていただいております。

さらに行きまして、16ページに参りますけれども、ここからが課題と今後の方向性になります。特にここら辺につきましていろいろなご意見をいただいておりますので、そのご意見を踏まえまして、いろいろ追記をさせていただいております。特に16ページの下の方でございますけれども、放射性物質の濃度減衰であるとか、環境中での挙動に関するいろいろな知見が集積しておって、そういう最新の知見を踏まえながら、科学的な安全評価に基づく合理的な対応を行っていくべきであるということについて詳しく記述させていただいております。

さらに次のページに行きまして、17ページでございますけれども、除染関係の課題ということで、汚染状況重点調査地域につきましては若干進捗が遅れているような記述もございますので、ここについては丁寧に状況について記述しておりまして、特に、国は、必要に応じて関係の県の協力も得ながら、市町村ごとの除染の進捗状況及び今後の見通しを透明化するであるとか、あるいは遅れがある場合にはその原因を丁寧に聞き取って関係県や市町村と協力して必要な改善策を講じるという形で、除染が加速化されるように、後押しすべきであるということをご丁寧に記述しております。

それから、17ページの一番下でございますけれども、除染に関する技術的課題等への対応ということで、特に「年間の追加被ばく線量1 mSv以下」ということについての意味合

いというものを詳しく書くということをごさいますして、18ページにわたりまして、その辺のことを詳しく丁寧に記述しておるといことをごさいます。特に「人への健康影響は個人の被ばく線量をもとに考察されるべきである」といこと、その個人の被ばく線量といはますのは、空間線量 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下となることとは異なるといことについて、きちんと注釈の記述を入れておるといところをごさいます。

それから、いろいろな課題に関する留意点を、18ページの真ん中からやや下のほうに書いておりまして、第一、第二、第三といこと記述しております。特に森林の除染関係では、広域の生態系全体への影響にも配慮しながらやっっていくといこと。それから、最後にフォローアップ除染のやり方につきましても、丁寧に記載を入れさせていだいておるところをごさいます。

それから、19ページに参りますと、帰還困難区域に関する除染といことにつきましては、なお書きといこと、最後の記述を入れておりますけれども、個別の除染等に当たっては、直近の線量の状況も踏まえながら実施する必要があるといことを記載させていだいたところをごさいます。

それから、19ページの真ん中辺りから、中間貯蔵に関する課題などを書いておりますけれども、ここら辺についてもいろいろご意見を賜りましたので、その冒頭のところ、「巨大なナショナルプロジェクトである」といことを踏まえて、必要な整備がヒト・モノ・カネの面で滞ることのないよう、政府一丸となって取組を進めるべきであるといこと。あるいは最後のところをごさいます、用地確保の進捗状況を踏まえつつ、中間貯蔵施設の整備の見通しを段階的にでも示して、状況に応じてこれを柔軟に見直していくことも記述させていだいておるところをごさいます。

さらに進みまして、19ページの下から20ページにかけて、用地の確保のところをごさいますけれども、地権者が不明の土地の問題につきまして、制度面・実態面の両面から連絡先が不明の地権者の方々の土地への対応として必要な措置を整理していく必要があるとい記述を入れております。

それから、中間貯蔵施設に関する施設整備・輸送の安全性等のところにつきましても、一番最後でごさいますけれども、中間貯蔵施設の整備や管理に関する基準を整えていく必要があるといご指摘をいだいております。

それから、e)の減容化・再生利用等のことをごさいますけれども、除染土壌の減容化・再生利用につきましては、その搬入前の実施も検討すべきであるといこと、最終処

分の対象となる除染土壌の放射能濃度や量等の技術的要件なども念頭に置いて技術開発を進めるということを追記させていただいております。

それから、次のページに参りまして、(3) 汚染廃棄物の処理のところでございますけれども、福島県以外の指定廃棄物の処理について、いろいろとご指摘もいただいております。いろいろ追記をさせていただいております。「しかしながら」以下のところで、「丁寧な説明を行っていく必要がある。その際、処理の当事者である国だけではなく、客観的な立場から有識者等の第三者も参加して説明を行うことが望ましい」とあるとか、あるいは、「地域に振興をもたらすような支援については、各地域の将来像に関する検討を、住民を含む関係者が協同して行う場づくりを支援するといったことも重要である」ということを追記させていただいております。

さらに22ページになりますけれども、指定廃棄物に係る、県等との連携・協力体制ということで、「今後は、特に県と国とが共に強い当事者意識を持って連携・協力する体制を強化するなどの取組が必要である」という記述を入れさせていただいております。

それから、指定解除のことでございますけれども、指定解除を行った廃棄物については安全に処理ができるということ、これまでの処理実績等を踏まえて周知を図るべきであるということを追記させていただいております。

さらに、23ページになりますけれども、処理スケジュールの明確化ということで、汚染廃棄物の処理スケジュールについては、特に家屋解体等の申請などもございますので、そういうものを踏まえながら、できるだけそれぞれの進捗状況や個別の状況を踏まえ、可能な限り明確にしていくべきであるということを追記させていただいております。

それから、23ページの一番下でございますけれども、除染廃棄物についての記述につきまして正確性を期するということで、除染廃棄物については、8,000Bq/kgを超えて指定廃棄物として指定される場合を除き、特措法上の特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に制度的に位置づけられるということを追記しておるところでございます。

それから、24ページに参りますと、全体の横断的事項でございますけれども、特に研究開発と人材の育成・確保につきましては、地域の大学・研究機関等も含め、研究成果の集約・共有を図り、それを政策にスムーズに生かせる体制を構築すること。それから、また、放射性物質が野生動植物に与える影響についても、その解釈を含め丁寧に説明を行っていく必要があるということを追記させていただいております。

それから、c) のところ、ここも、リスクコミュニケーションではなくて、情報発信・

共有とリスクコミュニケーションと記載させていただきまして、その次の段落の「また」以下のところ、我が国におけるいわゆる「安全神話」を背景に、全国的に放射線教育が十分でないままに事故を迎えたということで、総合的な放射線教育や、復興事業の進捗状況や見通しといった情報発信についても、しっかりとやっていく必要があるということを追記させていただいております。

それから、政府全体及び自治体の連携ということで、政府全体及び自治体の連携をやっていくことが必須でありまして、特に除去土壌等の再生利用を推進していくためには公共事業等での活用が重要であること。それから、特措法に基づく取組や放射性物質に関する理解の醸成に取り組むべきであるということを追記させていただいております。

それから、飛ばしてしまいましたけれども、先ほどのc)のリスクコミュニケーションのところ、指定廃棄物や中間貯蔵及びその後に廃棄処分される廃棄物といいますのは、原子力発電所から排出される高レベル放射性廃棄物とは全くレベルの違うものであるということ。そういうものとは混同されないようにしっかり説明していくべきということも追記させていただいております。

25ページになりますけれども、法制度を含めた総合的な検討の、なお書きで、特措法附則第6条について触れておりまして、「廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方」については、改めて行う特措法の進捗状況の点検の際に、もう一度検討をするということ。それから、そういう事故等により生ずる放射性物質による汚染につきましては、事故の規模や汚染の広がりなど、状況に応じて適切な対処の方法が異なるということには留意すべきであるということを追記させていただいております。

最後、26ページが「おわりに」になりますけれども、「一方で」というところ以下に、どのような課題があるかということについての例示を追記して、丁寧にご説明させていただいております。

以上、大体修正した点を指摘させていただく形で、ご説明させていただきました。

あわせて、資料1-2を今回ご用意しておりまして、前回、市町村での進捗状況がよくわからないというところもありましたので、資料1-2でかなりいろんな資料をつけ加えさせていただきました。これをこの取りまとめと一体となる資料として、あわせて公表していくようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でご説明は終わりになります。

○秦参事官 それでは、続きまして、先ほど副大臣の挨拶の中にもございましたけれども、今般の水害等に係る経過だとか、あるいは対応につきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

資料は、参考資料2になります。よろしいでしょうか。

まず、1枚目に概要全体をまとめておりますけれども、国直轄除染の3個目のポツのところがございますように、飯館村内の除染工事現場におきまして、洪水によりまして河川の水が流入した際に冠水した農地から、現地置きしておりました大型土のう袋が河川に流出するという事案が発生いたしました。数量あるいは場所の確認を行いつつ、回収等を順次実施しております。現在のところまでに439袋を発見いたしております。どうしても人が近づけないような場所もございます、そういったところを除いて、398袋は回収済みという状況となっております。9月17日までに、人が踏査できない場所、道がない、あるいは崖になっているとか、そういった場所がございますけれども、そういった場所を除きまして、一通り調査は終了しております。

次の四つ目のポツのところがございますけれども、先週、9月17日の夕方でございますけれども、土のう袋を探していた作業員5名が戻ってこられなくなったという報告がございまして、福島県警、あるいは消防本部、自衛隊にも協力をお願いいたしまして、捜索・救出活動を行っていただきました。翌朝10時までに5名全員を保護したということでございます。

それから、次の市町村除染のところがございます。これは栃木県でございますけれども、日光市の2カ所の現場保管の場所におきまして、除去土壌の流出や、あるいは崩落を確認いたしております。まず、1カ所目でございますけれども、公園の中に除染した土を保管していたわけなんでございますけれども、川が大きく氾濫いたしまして、洗掘といたしましうか、それで護岸が洗われてしまいまして、一部の袋が川に流出をしたという事案でございます。市が回収作業を実施しております。それから、もう一つは法面崩落によりまして、現場保管した袋のうち7袋が転がり落ちたということで、これも現状回復を実施中ということでございます。

この飯館の件等を踏まえまして、一番下の丸の改善策のところですが、再発防止策につきまして、関係者に指示をしたところがございますけれども、そちらの具体的内容が、別添3というのがございますけれども、土のう袋等の流出事案を踏まえた今後の対策ということで、まず、1. の再発防止策ということで、①から③までございます。①が平

常時からやっておくべき対策ということで、一つ目のポツにございますように、浸水のおそれがある浸水注意エリアというのを設定いたしまして、このエリアにつきまして、工事の受注者に周知をします。三つ目のポツにございますように、こういった場所の土のう袋につきましては、できるだけ一時置き期間を短くするために、タグづけやデータベース登録を優先的に行うとともに、仮置き場への搬出も優先的に実施するといった普段からの対策を実施します。その上で、②でございますけれども、こちらは出水が予想されるとき対策ということでございますが、浸水の懸念が少ない少し高い場所に、洪水が起きる前に袋を移動させるとか、あるいはロープで袋を連結した上で現場にある重機などに結びつけることによって流れない状態をつくるという対応をとりたいと考えております。それから、③でございますが、数量の把握でございます。現場では、日々、どのような作業を進めたかという日報をつけてもらっておるんですけれども、一部、十分でなかったところも発生いたしまして、日報に、袋の数、あるいは可燃・不燃の別ということを必ず記載してもらって、元請業者が集約・集計すると。こういった仕組みを構築するという、この3点を再発防止策として取りまとめて周知をしたところでございます。

また、次の2. でございますけれども、災害時の連絡体制を強化するというので、重要情報を迅速かつ確実に伝達するために、連絡体制を再構築いたしまして、関係者で共有をしたところでございます。

それから、次の8ページでございますが、3. といたしまして、先ほど5人が遭難をした事案をご紹介させていただいたところですが、こういうことを教訓に、とにかく人命の安全確保を全てに優先させるということを改めて徹底をしたいと思っております。土のう袋等を回収する際には、適切な保護具、ライフジャケットとか、あるいは親綱といったようなものをしっかり着用すると。それから、雨天時には直ちに作業を中断して、河床から退避すると。こういった作業手順を明確化し、かつ徹底したところでございます。

こういったところにつきまして、4. にございますように、受注者に、9月17日に伝達をしたところでございます。

以上であります。

○室石参事官 続いて、指定廃棄物に関する資料の説明をいたします。

今の資料、2ページ目のところに、【汚染廃棄物関連】と載っております。指定廃棄物につきましては、5県と福島県の全ての一時保管場所については被害がないということを確認済みでございます。

それから、次のところは1回飛ばしまして、三つ目のポツですが、対策地域内廃棄物についても、仮置場・仮設焼却炉ともに被害がないということを確認しております。

真ん中のポツですが、指定廃棄物の一時保管場所について、管理徹底について検討を開始ということで、9ページ目の別添4のところをご覧ください。9ページ目、別添4でございますが、検討状況についてということで、まだこれは環境省から地元のほうには伝達しておりませんが、今週中あるいは来週初めには、この内容を伝達したいと思っております。

2番の対策（案）にございますように、指定廃棄物については、仮置きというわけではなくて、一時保管の場所ということになります。一時保管については、今日お配りした資料、例えば資料編の資料1-2でいけば、その中に一時保管状態の安全性の確保というのが47枚目のスライドということで載っておりますけれども、47枚目のスライドにありますように、フレコンに入っているんですけれども、それをさらに土のうで覆い、一番外は遮水シートで覆うという形をとっておりますので、考えられる補強策の例とありますように、例えば水につかったような場合に、遮水シートの下側に空気があって遮水シートが浮上する可能性がありますので、遮水シートの固定方法を強化するといったことが考えられるかと思っております。また、例えば焼却工場の一角でこういう指定廃を保管しているような場合に、敷地の中で、より少しでも高いところに場所を移していただくとか、そういう浸水の懸念がないところに改めて場所を移していただくということもあろうかと思っております。

また、先ほどの除染のほうでもありましたように、連絡体制も、指定廃については、既に25年度にそういう体制をとるということを指示しておりますけれども、改めて更新をしたいと考えています。

ご説明については以上です。

○浅野座長 それでは、以上、事務局から説明をいただきました。

カメラ撮りにつきましては、ここまでということにさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

では、早速ですが、本日の資料について、ご意見がありましたらお出しいただきたいと思えます。

本日は、こちらから指名をさせていただきます。大迫委員からどうぞ。

○大迫委員 ありがとうございます。

2点ありまして、一つは、資料1-1の24ページに、横断的事項で研究開発と人材の育成・確保というところで書き加えていただいているわけですが、もう少し踏み込んで書いていただきたいといえますか、可能ならばご検討いただきたいんですが、2行目、a)の文章の中の2行目の辺りに、「地域の大学・研究機関等も含め」というところですけども、ここに例えば「新たに整備される福島県の環境創造センターを拠点としつつ、地域の大学」という形で続けるとか、今後中核となるべきところも具体的に書き込んでいただくと、さらに今後の推進が図れるのではないかと考えております。この点が1点です。

それから、これは今、参考資料2の水害に関するご説明をいただいたので、ちょっと感じたのは、保管場所の問題に関して、管理徹底を図るということは大変重要ですし、この資料1-1では、そういった水害に関することも、何かそれを踏まえた記載もあっていいかなと思ってまして、かつ、その保管場所の管理の徹底だけじゃなくて、保管リスクを根本的になくしていくためにも、中間貯蔵施設でありますとか、それから福島県外では長期管理施設でありますとか、そういった施設整備の促進をより図っていくことの重要性も、関連のところに書き加えてはどうかと思いました。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 ありがとうございます。

2点ありますが、1点目は、ありがとうございますという話ですけど、21ページのところで、第三者の参加について丁寧にお書きいただいております、風評被害の防止策にとどまらず、積極的に地域振興をもたらすような支援とかと書いていただきまして、大変ありがとうございました。

それから、もう一点ですけども、これは一応注意をしておいていただいたほうがいいかなと思うので申し上げるだけですが、24ページの下から5行目の辺りで、除去土壌の再生利用のことをお書きになっておられて、これで私は結構だと思っているんですけども、ただ、「公共事業等での活用が重要であり」と書いてあるだけなのですけども、これは一定の基準のもとにということだと思しますので、そういう言葉を入れていただいたほうがいいかなと思います。再生利用は放射性物質について十分配慮されているわけですが、心配される方がいるのではないかという気もしないわけではないので、丁寧にお書きいただくとありがたいと思いました。

以上でございます。

○浅野座長 ありがとうございます。

岡田委員、どうぞ。なにかございましたら。

○岡田委員 最初、5ページ目のところ、上から3段落目くらいになるかと思うんですが、「今後、最長30年に及ぶ」ということで、「他の必要業務にしわ寄せが及ぶことなく」と書いていただいたのは大変いいと思うんですが、「他の必要業務」というのが、どこの業務なのか何となくわかりにくいところがあるんです。どういうふうに変えたらいいか。要は、前回私が申し上げた、環境省としての通常業務のつもりで申し上げたつもりですが、これはわかりにくいかなと。遠慮されて書いたのかもしれませんが、もう少しご検討いただければと思います。

それから、あと、次は6ページ、7ページのところの国直轄除染特別地域とか、汚染状況重点調査地域、定義を、全体を通じて書いていただいたのは、非常に読みやすくなったし、ある意味で誤解を与えないという点で大変結構だと思うんですが、ふと思ったのは、除染とは何か、除染とはどこまでするかとか、あちこちにばらばら書いてあって、書き方は難しいかもしれませんが、特措法の2条か何かには、除染の定義はそれなりに書いてあると思うんですが、除染という言葉をやうまく定義しておいたほうが、後々、読む人が混乱がないかなと思って、ご検討いただければと思います。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

酒井委員、何かございませんか。

○酒井委員 前回、指摘させていただきました処理スケジュールの明確化と施設整備の提示といったようなところに関しては、19ページの間蔵の施設整備の在り方のところで、最後の数行、丁寧に書いていただいたこと、あと対策地域内廃棄物で、23ページのほうに処理スケジュールの明確化として、ほぼ一通り書いていただいていますので、このとおりで結構かと思います。

それから、先ほど大迫委員が言われた今回の水害対策の追記の部分ですが、やはり仮置き場等の適正管理云々というところに、今回、策定されつつある内容をもっと盛り込んでいかれたらどうかと思いました。

以上でございます。

○浅野座長 ありがとうございます。

では、坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 ありがとうございます。

それでは、私、前回申し上げた、16ページの放射性物質の整理、それから24ページの情報発信・共有とリスクコミュニケーション、この辺のところはきちんと書いていただいているので、非常によかったです。この辺のところは、非常に今後の放射性物質の処理等々を考えた場合に重要だなと、これはきちんと書いてあるので、よかったということでございます。

それから、あと、今日、参考資料のほうでご説明をいただきましたけれども、フレコンバッグが、一部は中身が出てしまったものもあったような報道があったと思うんですが、それはどういう形でそれが起こったのか。そこから私たちが得られる教訓はなかったのかということで、もし、そういった点があるのであれば、それは今回注意しておく必要があるのかなという気がいたします。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

この中に書くかどうかは別として、今、坂本委員からご指摘の点について何か、事務局、今の段階でご説明いただくことがありますか。

○秦参事官 こういう事案が起きてしまっておりまして、大変重要な事項でもありますので、どこに位置づけるかというのはもう少し考えますけど、例えば横断的事項の中に、これは除染に限った話でもないかと思いますので、安全対策の徹底とか、それから情報共有徹底といったことを書き込んでいくことを考えたいと思います。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 大きく分けて2点ほど。

一つは、参考資料2のほうで、水害の話の情報をいろいろいただきましたけれども、これを読んでふと思ったのが、流れてしまった土のうですが、全部流れてしまったのか、あるいは、どこかで堆積した土がたくさんあるのであれば、そこのモニタリングをきちんとして、数値的には周辺とあまり変わりなかったかどうか、モニタリングをした数字を出していただくような配慮があったほうがよいのではないかという感じがいたしました。広くやるのは大変かと思いますが、そういう土地があるのであれば、対応していただければありがたいと思います。

もう一点なんですけれども、前回、発言させていただいたところはかなり入れ込んでいただいたと感じております。特に5ページの真ん中辺の、国がきちんと地域の方との信頼関係をつくるのに時間がかかっているということで、遅れているという状況を、しっかり書いていただきました。その後、21ページの指定廃棄物のところで、今後、地域の方ときちんと真摯に取り組むことが重要という事や、リスクコミュニケーションのところなど、かなり書き込んでいただきました。そういうことで、一つ感じたのは、これは国の政策の進捗のまとめですので、「国が」ということで書いてあるのは当然なんですけれども、この事故の対処については、地域の方々にも協力していただかないと対処できない、あるいは地域の方に協力していただいて、できるだけ早く対処するということが大事だと思っています。環境政策全体では連携・協働や市民の参加などを大事にしながら、環境を視点にしたまちづくりなどの政策が進んでいますけれども、そういう、地域の方と協力していただきながら解決するという、そういう視点が、例えばまとめの最後の辺りにでも書いていただいてもいいのではないかという感じがいたしました。原因となったエネルギー政策を進める国としてしっかりやりなさいという国民の声が強いからこそ、こういうまとめになっているというのも理解しますが、もうすぐ5年を迎える今、私は、そういう社会の協力のもとにできるだけ早く解決していくという視点も必要なのではないかと感じます。

そういう視点から言うと、文章の中で、地域の方にお話しするのが全部「説明」という言葉になっているんですね。物事によっては、説明だけではなくて、対話というの也需要だと思っています。特に21ページの真ん中辺の「しかしながら」の次の次の行で、「更に丁寧な説明を行っていく必要がある」、ここは説明だけではなく、例えば「更に丁寧な説明と対話」で取り組んでいくという姿勢を、国がしっかり見せていただくことも大事なのではないかなと感じました。よろしく願いいたします。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。

3点だけ指摘したいと思います。

一つ目は、処理対象物が全て網羅されているかという視点からです。除染廃棄物については、指定廃棄物と特定一廃・産廃になるということで、23ページには明確に書いておられて、除染廃棄物も指定廃棄物になり得ることがはっきりしています。それで、指定廃棄物になるような高いレベルのものはほとんどないということも推測されます。そう

いう中で、全体を読めば、10万Bqを超えるものは中間貯蔵に。それ以下で8,000Bqを超えるものは民間の処分場、フクシマエコテックですね。8,000Bq以下のものは特定一廃あるいは特定産廃になる。それから、物によっては特定一廃・産廃の規定に乗らないで通常の産廃、あるいは通常の一廃としても処分できる。こういうように読み取れるですけれども、問題は、除去土壌がどうなるのかなというのがずっと疑問に思っていて、あまり明確に書いていないので、やはり3章の課題と今後の方向性というところに、もう少し触れられたらどうかなという気がします。

それから、二つ目ですけども、指定廃棄物のところですが、11ページにございます。11ページの下の方ですけども、「具体的には、以下のとおり、プロセスの透明性を高め」ということで、①、②、③、④とありますけども、この中で、①、②、③は着実にやった過去の例ですが、④はこれから詳細調査を実施して、それから、有識者会議を開いて、評価を経て、候補地を提示を予定です。詳細調査ができればその結果を評価するということが、今後の予定の部分があります。、やったこと、これからやるのと一緒になっているのは違和感があるので、検討いただければと思います。それで、指定廃棄物で、地域の住民との対話ということで、県民向けのフォーラムに5回出させていただきましたけれども、多くの意見が、処理の責任についていろいろご質問がありました。そういう責任で、誰がやるのだとか、あるいはどこでやるべきかという議論がございまして、この辺、基本方針があるので、その辺を、こういう資料が広く渡れば、読んでいただいて、よく理解していただくための媒体になるので、「はじめに」のところにも触れていただければいいかなという気がします。

それから、3点目は、市民の目線だというのがいろいろ書かれていますので、この報告書も、市民に触れられたときにわかりやすいようにするということが、私が見てもわからないところが結構あります。例えば8ページに、一番下の段落ですけども、「除染作業員に係わる事件」というのがあります。注でいいのですけれども、簡単に説明を書くとか、あるいは20ページに、専門的な用語に見えるんですけど、「不在者財産管理人制度」について、四、五行でいいのですけれども、こんな意味だよというのがわかるといいなと思います。もう少し言えば、9ページに、a)のところの2段落目のところの下「必要な5項目の事項」の「5項目」というのも、近くに注を入れて、これだけ見れば大体わかるという、市民の目線で報告書ができていかなというようになればいいなと思います。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 本体のところはこれで結構だろうと思うんですが、今のところで一つだけ気になったところがあります。25ページの全体のところの特措法の第6条の話があるんですけども、ここで「検討が求められているところであり」と書いてあって、その後、「改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際には、その点検結果を勘案しつつ、同条に基づく検討についても行うべきである」。この趣旨としては、検討を行う際には点検結果も勘案しなさいよということ言われているんだらうと思うんですが、これをそのまま見ると、点検を行った際には、同条に基づく検討についても行うべきであると読めてしまうんですね。これは趣旨と少し違うのではないかなと。多分、検討というのは、特措法の見直しにかかわらず、やれるところは、廃棄物と同様についてでもかなりあると思うんですね。廃掃法とか土対法についても。そういう意味では、少し表現ぶりを直していただいたほうがよろしいのかなと思います。

それから、もう一つは、今回の報告書とは直接関係はなく、感想めいた話になってしまいうんですが、資料1-2の33枚目のスライドを見ると、中間貯蔵を30年と決めて、最終処分ができますということが書いてあって、実はこの先があるんですね。この先は、どういう法律で、どういう制度のもとでやるんだらうかというのが、少し気になってしまいました。これは今回の議論でする話ではないかもしれませんが、将来、必ず議論をしなきゃいけないことは、ここでは少し感想めいたことではございますけれども、申し上げておきたいと思います。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、森委員、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。

11ページに、指定廃棄物について手続論が詳細に書いていただきましたので、どう地元の方々とされているかということがよくわかったわけでございますけれども、書いていただいたことは非常によかったと思いますが、一方では、地元の方々と間にギャップが生じているのもまた事実でございますし、今、候補地の選定という、調査の段階でそういう形で、それから、最終的には、予定地というんですが、それになると、さらにそこは難しくなるだろうと。こんなふうに思いまして、先ほど崎田委員が言われましたように、やはり説明だけではなくて対話というのが重要になってくるんだらうなと。こんなふ

うに思いました。

それに関連して、24ページのリスクコミュニケーションのところで、原子力発電所から出てくる高レベル廃棄物と混同しないようにと、こう書いてありますけれども、高レベル廃棄物は、いわゆる低レベル廃棄物以上であれば、低レベル廃棄物の上限値は1,000億Bq/kgでございます。そこで余裕深度処分になって、さらに2桁上が高レベル廃棄物と。こういうことでございますので、我々が扱っているものは、10万Bq、あるいは減容化して、さらに2桁ぐらい上へ上がるということでございますので、しかも、高レベル廃棄物は500mよりも深いところで地層処分をします。こういう概念のものでございますので、住民の方々において、高レベル廃棄物処分と混同されてしまうようであれば、それは説明する側がむしろ問題と思います。ということで、私は、むしろここで高レベル廃棄物と環境省が認識するというのは少し違和感を感じて、むしろそれであれば、実際に低レベル廃棄物処分をしている、六ヶ所でしているところもございますので、むしろそういうところをよく見ていただいて、それでもって、それより楽なものを今回我々が対象としているんだと。こういう話を理解してもらおうようにしていくことも必要ではないかと。こんなふうに思います。

それから、25ページの最後に、「特措法に基づく施策の経緯・経験・反省を正確に記録し云々」と書いてございますけれども、まさにこれは重要なことだと思います。それに関連して、24ページに経験の継承と国際的な発信と書いてございますけれども、この項がございしますが、非常にシンプルに書かれていて、まさにこのとおりだと私は思うんですけども、これを実行するのは相当大変だと思いますので、シンプルに書いてあって、ややもするとシンプルに終わってしまうということがないように、ぜひ、経験・知見を継承するための努力というのを引き続きしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、中間貯蔵のところに、20ページでございますけれども、減容化・再生利用という項目の中に、今まで骨子の段階ではなかった仮置き場、中間貯蔵へ搬入する前に減容化等も行うことも考慮すると、こういう記述がございまして、これは今の状況からすると、まさにそういうことは検討していくべき課題であると思います。しかしながら、書いていただいておりますように、あるいはここだけじゃなくて、全体的に再利用のことが相当多く書かれてございますけれども、再利用をするための基準をつくる、それから、そのための基準の中に安全性、それから管理基準をどうするのか等々、これは非常に重たいことだと思います。これを実行しようとするには、相当しっかりした議論を加え

られて、それを実行する者に対して、それを守っていただくことも重要じゃないかと。こんなふうに思いまして、再利用はこれから重要な課題になってきますので、そのための取組をしっかりとっていただきたいと思います。

それから、19ページに、帰還困難区域の取り扱いで、なお書き以下、書いていただきましたけれども、これは除染のほうから見ると、残された課題として、帰還困難区域をどうするかというのが課題として認識しているわけでごさいます、こう書かれたことによって、ここをどのようにアプローチしていくのか、技術的にどういうふうにアプローチしていくのかというのが、これからの大きな課題になってくるんじゃないかと。こんなふうに思いまして、書いてあることに対して、私は是とするものでございます。

それから、あと、仮置き場についてでございますけれども、皆さんが言われたように、仮置き場を適正に管理していくということに、それから今回の事案等がございましたので、それでもって、仮置き場について、もう少し丁寧に書いたほうがいいということについては、私も同感でございます。もう一つお願いしたいのは、現状の中に仮置き場のデータが一つもないので、相当多くのところに、福島県だけでも、たしか仮置き場で1,000カ所、それから現場保管で10万カ所ぐらいございますので、それについて、データとしてやはりちゃんと次回示していただいて、それを適正に管理していくようにしていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、ぜひ、その辺りについて追加していただきたいと思っております。

以上でございます。

○浅野座長 どうもありがとうございました。

ひとわり、各委員からご要望あるいはコメントをいただきました。本日は、これで報告書をまとめるということができればと考えておりますが、今、かなり、もう少し加筆したほうがいい、あるいは手直しをしたほうがいいというご指摘をいただきまして、お聞きして「うん、なるほどな」という面もありますし、全体のバランスの中では、言われたとおりに書くことができるかなと思いつながらお聞きしていた部分もございます。

そこで、まず、事務局から、ただいままでのご意見で、特に、前回と同様ですが、事務局として、この際言っておかないと困るということがありましたら、それをお出しいただきたいのですが、それぞれ担当から、いかがですか。

○秦参事官 まず、除染関係でございますけれども、崎田委員からご指摘がございました水害の後のモニタリングについてなんですけれども、この関連の流域で定点観測を行って

おりますので、その中で、通常との違いとか、そこら辺は整理をしていきたいということとです。

それから、田中委員からご指摘がございました除去土壌についてなんでございますけれども、こちらは報告書の18ページのところなんでございますが、真ん中辺に、「これらの課題への対処に当たっては」というところがあるんですが、「第一に」というところに、除去土壌の処分基準の策定についてということで、見出しとかがないもので、わかりにくかったかもしれないですけども、こちらのほうで、まだこれは除去土壌の処分基準というのが策定できておりませんので、こちらのほうに課題として記載をさせていただいているところがございます。

とりあえず、除染関係は以上でございます。

○浅野座長 よろしいですか。

では、指定廃関係はいかがでしょうか。

○室石参事官 指定廃関係でございますけれども、大体、概ね取り入れられそうなお意見だったかなと思いますが、特に崎田委員から、説明と対話というご指摘がございました。残念ながら、現状、説明をすることも難しいという状況もありますけれども、対話が確かに必要だと思いますので、ぜひ、説明と対話ということでやらせていただきたいと思えます。

○浅野座長 それから、森委員からご指摘のあった高レベル放射性廃棄物との混同という箇所は、委員からお出しいただいた意見をそのままここに書いているのですが、ただ今の森委員のご説明をお聞きしていると、現実には、この領域では100億Bqですか、高レベルで。

○森委員 高レベルは、低レベルの上でございますので、1,000億Bq以上でございます。

○浅野座長 1,000億Bqですね。それが高レベルという扱いなのでですね。

○森委員 はい。

○浅野座長 ということだと、この点はかなり重要な情報であるように思われます。何となく高か低かとか呼んでしまっていたが、実際にこういう言葉を使っている実務の現場で、このような用語がどういうふうに使われているのかを確認した上で、われわれも記述を考える必要があります。森委員のご指摘は、原子力発電所からの廃棄物世界では、低レベルと言われているものも、この報告書では高レベルと表現しているのではないかとご指摘がありました。

○室石参事官 IAEAのほうで、放射性廃棄物に関するドキュメントがございまして、我々

の扱っている指定廃のレベルであれば、極低レベルという、VLLWと呼ばれるような、そういうレベルで、低レベルよりはさらに低い値という話になりますので、その辺も記載の中で工夫していきたいと思います。

○浅野座長 我々はこれまであまりそんなことは考えていなかったものだから、割合単純に言葉を使ってしまっていたようですが、表現を工夫する必要があるそうですね。

それ以外の各委員のご指摘も検討させていただいて、できる限りご意見を取り入れることができるようにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。今日、お出しいただいたご意見を最終報告に取り入れるについては、座長にご一任いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

(はい)

○浅野座長 それから、さらに、これは実は誰かからの決裁をもらわなくては確定しないという性格の報告書ではなくて、我々がこれで確定しましたといえ、それで終わる性格の報告書でございまして、あとはこれを部長と局長にお渡しするということになるわけですが、それにしても、本日のご意見を整理するのに若干の時間を要するということがございまして、その間に、本当にこの間の水害のようなことが、いつ何が起こるかわかりませんので、その状況の中では、提出の段階での時点修正をしないといけないということがあるかもしれません。今日、ご指摘いただいたこと以外に、提出するまでの段階で、どうしてもこの時点で、例えばこの数字が新しくなったから、それを直すとかということがあった場合は、それも私のほうの責任で直させていただくということでもよろしゅうございましょうか。よろしいですか。

(はい)

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、ご了承いただきましたので、ただいまのようなご意見を反映させた最終報告と、必要な場合に時点修正を加えたものとりまとめについては、私にご一任をいただくことにいたします。

最終的に報告を出すとき、あるいは出した後になるかもしれませんが、それはスケジュールとの関係で決まりますけども、委員の先生方には、このように直しましたということはお示しをいたします。また、今日、ご意見をいただいた先生方には、可能な限り、ご意見による修正をこのようにしましたということを申し上げることができるように、事務局にも頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大変長い期間、密度の高いご議論をいただきましたが、ただいま私にご一任をいただくということで、取りまとめについての議論を終えることができそうでありますので、どうもありがとうございました。

この後、事務局から何かございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

○小野チーム長 どうもありがとうございました。

委員の先生方、5回にわたりましてご議論をいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

座長一任ということでございますが、座長の指示を受けて、事務局としても早急に取りまとめ作業を行っていきたいと思っております。また、座長から最終的に提出された最終取りまとめにつきましては、環境省のホームページにて公表することとしたいと思っております。

本当に、どうもありがとうございました。

○浅野座長 どうもありがとうございました。

本日は、これで終了させていただきます。ご協力、本当にありがとうございました。

午後7時05分 閉会